株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目14番15号

タイナパック株式会社

代表取締役社長 齊藤光次

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.dynapac-gr.co.jp/ir/meeting.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/3947/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show =Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ダイナパック」又は「コード」に当社証券コード「3947」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年3月27日(水曜日)午後5時25分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

- **1. 日 時** 2024年3月28日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 名古屋市中村区則武一丁目6番3号 TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口 3階(カペラ) (昨年と同じ建物、同じ階となります。)
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第62期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第62期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 4. 議決権の行使についてのご案内
- (1) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合は、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年3月27日(水曜日)午後5時25分までに行使してください。
- (2) 郵送による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月27日(水曜日)午後5時25分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき替成としてお取扱いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- 1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権 行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいま すようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受 付にご提出ください。

日時

2024年3月28日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、 議案の賛否をご入力くださ

行使期限

2024年3月27日 (水曜日) 午後5時25分入力完了分まで



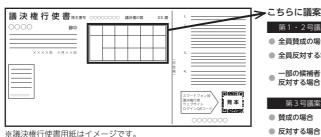
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に 対する替否をご表示の上、 ご返送ください。

行使期限

2024年3月27日(水曜日) 午後5時25分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



- こちらに議案の賛否をご記入ください。
 - 第1・2号議案
 - 全員賛成の場合
 - 全員反対する場合
 - 一部の候補者を 反対する場合
- 「替」の欄に〇印
- ≫ 「否」の欄に○印
 - 「賛」の欄にO印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。
- 第3号議案
- 賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印 ≫ 「否」の欄に○EII
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権 行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行 使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない 場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力する ことなく議決権行使ウェブサイトにログインす ることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中で、雇用環境が改善し個人消費は底堅く推移しました。また、好調な企業収益を背景に、企業の設備投資意欲も高く、景気は緩やかに持ち直しの動きを見せております。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に加え、中東地域における紛争、人手不足による企業の供給能力低下など、依然として先行き不透明な状況にもあります。

このような状況下、当社グループでは中期的な経営施策として、2021年から2023年までの3年間を対象期間とする中期経営計画を策定し、企業価値の向上を目的として「構造改革による収益力強化」「海外事業の持続的成長」「新たな日常への変化対応力強化」に取り組みました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は580億26百万円(前年同期比102.2%)、営業利益は19億31百万円(前年同期比142.9%)、経常利益は23億60百万円(前年同期比116.6%)および親会社株主に帰属する当期純利益は16億6百万円(前年同期比99.7%)となりました。

なお、売上高、営業利益および経常利益につきましては、いずれも 過去最高であります。

また、2023年12月に海外事業の持続的成長を実現するため、当社はベトナムにおいて軟包装事業を展開する、TKT Vietnam Plastic Packaging Joint Stock Companyの株式の90%を取得する株式譲渡契約書を締結しております。

セグメントの業績の状況は次のとおりであります。なお、セグメント業績の金額には、セグメント間取引が含まれております。

包装材関連事業

段ボール業界の国内生産動向は、1-12月累計数量(速報値)では 前年比97%となりました。これまで需要の伸びを牽引してきた通販分 野も前年同等の出荷数量となり、比較的需要が安定する食料品分野に おいては青果物分野が前年を大きく下回る状況となりました。また、 輸出関連が中心の電気・機械器具分野においても、需要が大きく減少 しております。 このような環境下、当社グループの国内販売は価格改定に取り組んだ結果、増収となりました。販売数量においては通販分野で前年を上回ったものの、全体としては段ボール業界と同様に前年を下回り前年比97%となりました。

収益面においては、主原材料価格の値上がりに対応し、製品価格の 改定と経費上昇の抑制を進め、増益となりました。

海外事業は、輸出関連企業の影響を受け減収となりましたが、生産 性改善の推進により、労務費および製造経費の改善が進み、増益とな りました。

以上により、包装材関連事業の売上高は613億66百万円(前年同期 比101.9%)、セグメント利益(営業利益)は20億47百万円(前年同 期比165.2%)となりました。

不動産賃貸事業

当セグメントにおきましては、売上高は3億59百万円(前年同期比100.3%)、セグメント利益(営業利益)は2億44百万円(前年同期比83.0%)となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の金額は、総額32億55百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金等および運転資金は、自己資金および借入金で賄っており、増資および社債発行による資金調達は行っておりません。

- 4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- 5. 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- 6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務 の承継の状況 該当事項はありません。
- 7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 の状況 特記すべき事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後の日本経済は、雇用環境の改善による個人消費の持ち直しと、 好調な企業収益を背景とした設備投資、訪日外国人によるインバウン ド需要などが後押しとなり、緩やかな回復が続くものと見込まれま す。しかしながら、長期化するロシア・ウクライナ情勢、中東の紛争 激化のリスクなど、不安定な情勢に引き続き留意する必要がありま す。

このような環境下、当社グループは2024年から2026年の3カ年を対象とした中期経営計画を策定しております。この中期経営計画では、企業価値向上を実現するため「成長戦略」に重点を置き、取り組みを進めてまいります。

9. 財産および損益の状況

×	<u> </u>	分	第59期 2020年12月期	第60期 2021年12月期	第61期 2022年12月期	第62期(当期) 2023年12月期
売	上	高	52,277,769千円	56,300,176千円	56,786,982千円	58,026,131千円
経	常 利	益	1,064,997千円	1,997,812千円	2,024,907手円	2,360,332千円
1	社株主に帰原 期 純 利		933,997千円	1,395,766千円	1,611,744千円	1,606,878千円
1 株 3	当たり当期を	純利益	94.35 _円	140.80 _円	162.36 _円	161.65 _円
総	資	産	66,862,880千円	66,192,299千円	68,049,572千円	73,026,949千円
純	資	産	39,214,912千円	39,176,265千円	40,657,175千円	42,909,805千円

- (注) 1. 第59期は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上高は大きく減少しましたが、前年に実施した製品価格改定と顧客ポートフォリオの見直しおよび生産に係るコスト見直しの効果により増益となりました。
 - 2. 第60期は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、経済活動の制限解除にともなう需要の回復および一昨年に実施した製品価格改定の影響もあり、大幅な増収増益となりました。
 - 3. 第61期は、収益認識に関する会計基準が適用されたことによる、売上高の減収影響があったものの、段ボール製品の価格改定が浸透したこと、収益性を優先した顧客ポートフォリオの見直しによる収益改善の影響などがあり増収・増益となりました。
 - 4. 第62期は「I企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
 - 5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第61期の期首から適用しており、第61期以降に係る各数値について は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

10. 重要な子会社の状況 (2023年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
土岐ダイナパック株式会社	62,515	92.0	包装材関連事業
宮城ダイナパック株式会社	20,000	100.0	包装材関連事業
宇都宮ダイナパック株式会社	100,000	100.0	包装材関連事業
沼津ダイナパック株式会社	10,000	100.0	包装材関連事業
神原段ボール株式会社	90,000	100.0	包装材関連事業
多治見ダイナパック株式会社	60,000	100.0	包装材関連事業
クラウン紙工業株式会社	30,000	100.0	包装材関連事業
旭段ボール株式会社	150,000	100.0	包装材関連事業
株式会社小倉紙器	56,000	100.0	包装材関連事業
城西パック株式会社	10,000	100.0	包装材関連事業
泰納包装(蘇州)有限公司	1,000,000 (75,052千人民元)	100.0 (71.5)	包装材関連事業
DYNAPAC (M) SDN. BHD.	484,694 (12,756fal-yalya*yh)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC GF (MALAYSIA)SDN.BHD.	190,820 (7,000f7/->/7/)/** yh)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC (HANOI) CO.,LTD.	755,796 (125,235,000fn*\h\x\)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC (HAIPHONG) CO.,LTD.	869,278 (169,629,436fn*hhh*)	100.0	包装材関連事業
DYNAPAC PACKAGING TECHNOLOGY (PHILIPPINES) INC.	88,750 (36,000f771/12/27/)	100.0	包装材関連事業

(注)議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。

11. 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

事業セグメント	事 業 内 容
包装材関連事業	段ボールシート、段ボールケース、印刷紙器、美粧段ボールケース、オフセット印刷物、プラスチックフィルム等の製造 販売、機械設備等の販売
不動産賃貸事業	不動産の賃貸

12. 主要拠点等 (2023年12月31日現在)

会 社 名	事業所・工場名	主要な事業	所 在 地
	本社	不動産賃貸事業	名古屋市中区
	東京営業所	包装材関連事業	東京都中央区
	みよし事業所	包装材関連事業	愛知県みよし市
	つくば事業所	包装材関連事業	茨城県つくば市
ダイナパック株式会社	川越事業所	包装材関連事業	埼玉県川越市
	静岡事業所	包装材関連事業	静岡県袋井市
	福島事業所	包装材関連事業	福島県福島市
	松本事業所	包装材関連事業	長野県松本市
	蟹江事業所	包装材関連事業	愛知県海部郡蟹江町
土岐ダイナパック株式会社	本社	包装材関連事業	岐阜県土岐市
工収タイナハック休式芸仏	中津川工場	包装材関連事業	岐阜県中津川市
宮城ダイナパック株式会社	登米工場	包装材関連事業	宮城県登米市
西城ダイナバック休氏云仏	古川工場	包装材関連事業	宮城県大崎市
宇都宮ダイナパック株式会社		包装材関連事業	栃木県宇都宮市
沼津ダイナパック株式会社		包装材関連事業	静岡県沼津市
神原段ボール株式会社		包装材関連事業	愛知県常滑市
多治見ダイナパック株式会社		包装材関連事業	岐阜県多治見市
クラウン紙工業株式会社		包装材関連事業	埼玉県草加市
	本社	包装材関連事業	東京都中央区
旭段ボール株式会社	岩槻工場	包装材関連事業	埼玉県さいたま市
	厚木工場	包装材関連事業	神奈川県海老名市
株式会社小倉紙器		包装材関連事業	静岡県静岡市
城西パック株式会社		包装材関連事業	東京都西東京市
泰納包装(蘇州)有限公司		包装材関連事業	中国 江蘇省蘇州市
DYNAPAC (M) SDN. BHD.		包装材関連事業	SEREMBAN N.S.D.K. MALAYSIA
D Y N A P A C G F (MALAYSIA) SDN. BHD.		包装材関連事業	MELAKA MALAYSIA
DYNAPAC (HANOI) CO.,LTD.		包装材関連事業	HANOI VIETNAM
DYNAPAC (HAIPHONG) CO.,LTD.		包装材関連事業	HAIPHONG VIETNAM
DYNAPAC PACKAGING TECHNOLOGY (PHILIPPINES) INC.		包装材関連事業	BATANGAS PHILIPPINES

13. 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比
2,143名	50名減

(注)上記人員には、臨時従業員436名は含めておりません。

14. 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借入金残高	
		千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,173	
農林中央金庫	283,660	
株式会社みずほ銀行	43,067	
株式会社十六銀行	20,000	
株式会社横浜銀行	11,792	
株式会社愛知銀行	10,000	

Ⅱ 会社の株式に関する事項(2023年12月31日現在)

1. 発行済株式総数 9.944.514株(自己株式378.077株を除く。)

2. 株主数

3,031名

3. 単元株式数

100株

4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
カゴメ株式会社	1,678	16.8
ダイナパック取引先持株会	802	8.0
株式会社三菱UFJ銀行	313	3.1
伊藤忠紙パルプ株式会社	289	2.9
丸紅フォレストリンクス株式会社	277	2.7
レンゴー株式会社	275	2.7
王子マテリア株式会社	272	2.7
大 王 製 紙 株 式 会 社	241	2.4
ダイナパック社員持株会	211	2.1
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	210	2.1

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除し算出しております。
 - 2. 当社は自己株式378千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
- 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、これに基づいて2023年4月

28日に当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を 除く) 4名に割り当てる譲渡制限付株式報酬として自己株式13.741 株の処分を実施いたしました。

6. その他株式に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

- 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況(2023年12月31日現在)
 - (1) 2006年3月28日開催の第44期定時株主総会の決議によるもの
 - ①新株予約権の数

10個(新株予約権1個につき200株)

- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 2.000株
- ③新株予約権の発行価額

無償

- ④新株予約権の行使価額 1個あたり1.000円(1株あたり5円)
- ⑤新株予約権の行使期間 2006年5月1日から2036年4月30日まで
- ⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	10個	2,000株	1名

- (2) 2007年3月27日開催の第45期定時株主総会の決議によるもの
 - ①新株予約権の数

11個 (新株予約権1個につき200株)

- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数 普涌株式 2.200株
- ③新株予約権の発行価額 無償

- ④新株予約権の行使価額 1個あたり1,000円(1株あたり5円)
- ⑤新株予約権の行使期間 2007年5月1日から2036年4月30日まで

⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	11個	2,200株	1名

- (3) 2008年3月27日開催の第46期定時株主総会の決議によるもの
 - ①新株予約権の数

12個 (新株予約権1個につき200株)

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 2,400株

③新株予約権の発行価額

無償

- ④新株予約権の行使価額1個あたり1,000円(1株あたり5円)
- ⑤新株予約権の行使期間 2008年5月1日から2036年4月30日まで
- ⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	12個	2,400株	1名

- (4) 2009年3月26日開催の第47期定時株主総会の決議によるもの
 - ①新株予約権の数

2個(新株予約権1個につき200株)

- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 400株
- ③新株予約権の発行価額

無償

- ④新株予約権の行使価額1個あたり1,000円(1株あたり5円)
- ⑤新株予約権の行使期間 2009年5月1日から2036年4月30日まで
- ⑥当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	2個	400株	1名

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した 新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等(2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	杉 山 喜久雄	
代表取締役社長	齊藤光次	
代表取締役	野 澤 政 司	専務執行役員 企画本部長
取 締 役	篠岡尚久	専務執行役員 管理本部長
取 締 役	深井靖博	愛智法律事務所 弁護士
取締役	富澤豊	有限会社富澤事務所 取締役社長 情報経営イノベーション専門職大学 教授
取締役常勤 監査等委員	後藤禎夫	
取 締 役 監査等委員	児 玉 弘 仁	カゴメ株式会社 取締役常勤監査等委員 オルガノ株式会社 社外監査役
取 締 役 監査等委員	松若恵理子	株式会社Stand by C Woman代表取締役 社長

- (注) 1. 取締役の深井靖博氏および富澤豊氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役監査等委員の児玉弘仁氏および松若恵理子氏は、社外取締役監査等委員であります。
 - 3. 当社は、取締役の深井靖博氏および富澤豊氏ならびに取締役監査等委員の松若恵理子氏を東京・名古屋両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 - 4. 取締役監査等委員の松若恵理子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務 および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 代表取締役専務執行役員 企画本部長の野澤政司氏は、2024年1月1日付 の役員人事異動により代表取締役専務執行役員 資材部門管掌に就任してお ります。
 - 6. 取締役専務執行役員 管理本部長の篠岡尚久氏は、2024年1月1日付の役員人事異動により取締役専務執行役員 社長補佐に就任しております。
 - 7. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、社外取締役および 取締役監査等委員の全員と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契 約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最 低責任限度額であります。
 - 8. 取締役監査等委員の松若恵理子氏の戸籍上の氏名は、松本恵理子であります。
 - 9. 情報収集の充実を図り、内部統制監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために後藤禎夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償請求に基づく損害を当該保険契約により塡補することとしております。なお、当該契約の内容の概要は以下のとおりであります。

【当該契約の内容の概要】

- ①当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲 (すべての役員、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人)
- ②当該役員等賠償責任保険契約の概要
 - ・被保険者が実質的に保険料を負担している場合はその負担割合 (会社全額負担)
 - ・塡補の対象とされる保険事故の概要 (会社役員等の責任が問われる事故について、訴訟の別で区分けすると 3類型に分けられる)
- <会社訴訟> 会社の役員等が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に 損害を与えた場合に、会社法第423条(役員等の株式会 社に対する損害賠償責任)を根拠として、会社が損害賠 償を求める訴えを提起するもの。
- <株主代表訴訟> 会社の役員等が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に 損害を与えた場合に、株主等が、会社に代わって会社法 第847条(株主による責任追及等の訴え)等を根拠とし て、損害賠償を求める訴えを提起するもの。
- <第三者訴訟> 会社の役員等が職務を行うにあたって悪意・重大な過失によって第三者に損害を与えた場合に、会社法第429条(役員等の第三者に対する損害賠償責任)または民法第709条(不法行為による損害賠償責任)等を根拠として、第三者が損害賠償を求める訴えを提起するもの。

2. 取締役の報酬等の額

(1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る 事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、任意の報酬委員会の審議を踏まえ、2022年9月15日開催の取締役会で改定しております。これにともない、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項のうち関係する部分を変更し、次のとおりとしております。

[当事業年度末日現在の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項]

- ①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
 - (a)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たすべく株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

(b)報酬の構成

当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報

酬により構成され、さらに、業績連動報酬は、短期業績に基づく現金報酬(短期インセンティブ)および株式報酬(長期インセンティブ)で構成されております。監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

(c)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位、職責に応じて、従業員給与の水準をベースに、当社の業績、世間動向ならびに他社水準との比較・検証を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(d)業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

ア. 短期業績に基づく現金報酬 (短期インセンティブ)

短期業績に基づく現金報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の業績指標(親会社株主に帰属する当期純利益)の達成度に応じ、事業年度終了後の一定の時期に支給しております。

各対象取締役への具体的な支給額・時期および配分方法は、取締役会において決定しております。

業績指標および支給基準等については、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会での審議を踏まえ見直しを行い、取締役会において決定しております。

イ. 株式報酬(長期インセンティブ)

株式報酬は、2020年3月24日開催の第58期定時株主総会において導入が決議されました譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、対象取締役に対して支給される総額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額の内枠で、年額40百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式数の総数は年40,000株以内としております。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。 各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれております。

i) 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

- ii) 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を 無償で取得すること
- (e)報酬等の割合の決定方針

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の種類別の報酬(基本報酬、業績連動報酬)割合については、企業価値の持続的な向上のためのインセンティブとして機能することを目的に、各職責を踏まえ上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、任意の報酬委員会において審議の上、取締役会で決定いたします。

なお、2022年9月15日開催の取締役会において、役員報酬等の割合は、報酬の種類ごとに、基本報酬65%~85%、短期業績に基づく現金報酬21%~11%、株式報酬14%~4%とすることを決定しております。

②業績連動報酬等に関する事項

各事業年度の業績指標(親会社株主に帰属する当期純利益)の達成度に応じて支給する短期業績に基づく現金報酬(短期インセンティブ)は、各事業年度の業績指標(親会社株主に帰属する当期純利益)実績が予め定めた水準に達した場合に、親会社株主に帰属する当期純利益に一定の料率を乗じた額を限度額とし、役員別短期業績連動報酬基準額に基づき配分いたします。

なお、予め定めた水準を下回った場合には、短期業績に基づく現金報酬(短期インセンティブ)の支給はありません。

③取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定方法

取締役の報酬に係る制度ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法は、決定プロセスの客観性を確保するため、社外取締役を中心として構成された任意の報酬委員会において、世間動向を確認するとともに同規模会社との報酬水準に関する比較・検証を行い、諮問された役位ごとの報酬水準を審議しております。

個人別の報酬額については、個別支給額に関する任意の報酬委員会の審議を踏まえ、取締役会決議に基づいて個々の対象者の能力を含め総合的判断を実施するのに最適任者である代表取締役社長(氏名:齊藤光次)が委任を受けるものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければなりません。

④監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定 に関する方針

監査等委員である取締役の報酬の額は常勤監査等委員、社外 監査等委員の区分によって監査等委員である取締役の協議によ り決定いたします。 [変更前の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項]

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(a)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たすべく株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

(b)報酬の構成

当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬(長期インセンティブ)および業績連動報酬等(短期インセンティブ)により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および、社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

(c)基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位、職責に応じて、従業員給与の水準をベースに、当社の業績、世間動向ならびに他社水準との比較・検証を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(d)株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、2020年3月24日開催の第58期定時株主総会において導入が決議されました譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、対象取締役に対して支給される総額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額の内枠で、年額40百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式数の総数は年40,000株以内としております。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれております。

- ア. 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- イ. 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

(e)業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を 高めるため、予め定めた業績指標を反映した現金報酬とし、各 事業年度の業績指標(親会社株主に帰属する当期純利益)が予 め定めた水準を達成した場合に、達成度に応じて事業年度終了 後、一定の時期に支給することとしております。各対象取締役 への具体的な支給時期および配分方法は、取締役会において決 定いたします。

支給基準等については、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会での審議を踏まえて見直しを行い、取締役会において決定いたします。

(f)報酬等の割合の決定方針

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の種類別の報酬(基本報酬、株式報酬)割合については、各職責を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、任意の報酬委員会において審議の上、取締役会で決定いたします。

なお、2021年3月24日開催の取締役会において業績連動報酬等を除く報酬の種類ごとの割合は、基本報酬84%~93%、株式報酬16%~7%とすることを決定しております。

- (2) 役員の報酬に関する株主総会決議の内容の概要
 - ①2020年3月24日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬限度額を年額240百万円 (うち社外取締役は年額20百万円以内)と決議しており、決議時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は8名(うち社外取締役2名)であります。
 - ②2020年3月24日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役に対する報酬限度額を年額70百万円以内と決議しており、決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち監査等委員である社外取締役2名)であります。
 - ③2020年3月24日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対する株式報酬の報酬限度額を取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額の内枠で、年額40百万円以内と決議しており、決議時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の員数は6名であります。

(3) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

	報酬等の総額	報酬等	報酬等の種類別の総額(千円)			
区分	(千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	対象となる 役員の員数	
取締役(監査等委員 を除く) (内社外取締役)	173,360 (9,000)	126,645 (9,000)	29,028 (-)	17,686 (-)	6名 (2名)	
取締役監査等委員 (内社外取締役)	22,356 (6,756)	22,356 (6,756)	_ (-)	_ (-)	3名 (2名)	
合 計 (内社外取締役)	195,716 (15,756)	149,001 (15,756)	29,028 (-)	17,686 (-)	9名 (4名)	

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬であります。
 - 2. 業績連動報酬等に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は1.606.878千円であります。

(4) 監查等委員会意見

当社の監査等委員会は監査等委員を除く取締役の報酬に関しまして、任意の報酬委員会の議事等を確認し、検討を行いました。 その結果、報酬体系の考え方および算定方法等から報酬等の内容 は妥当であると判断いたします。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先と当社との関係
 - ①取締役深井靖博氏は、愛智法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と愛智法律事務所との間には取引関係はありません。
 - ②取締役富澤豊氏は、有限会社富澤事務所の取締役社長および情報 経営イノベーション専門職大学の教授を兼務しております。な お、当社と有限会社富澤事務所および情報経営イノベーション専 門職大学の間には取引関係はありません。
 - ③取締役監査等委員児玉弘仁氏は、カゴメ株式会社の取締役常勤監査等委員およびオルガノ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とカゴメ株式会社およびオルガノ株式会社との間には取引関係があります。
 - ④取締役監査等委員松若恵理子氏は、株式会社Stand by C Womanの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社Stand by C Womanとの間には取引関係はありません。

(2) 当期における主な活動状況

区分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待
	10 11	される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	深井靖博	当期開催の取締役会全て(14回)に出席しております。 期待される役割に関して行った職務の概要については、 主に弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見から、取締役会において活発な審議に積極 的に参画し、意思決定の適正性を確保するために必要な 発言を行っており、適切な役割を果たしております。
社外取締役	富澤豊	当期開催の取締役会全て(14回)に出席しております。 期待される役割に関して行った職務の概要については、 主にマーケティング分野において、企業に対するコンサ ルティングや大学教授を含む幅広い経験と知見から、取 締役会において活発な審議に積極的に参画し、経営体制 の強化・充実を確保するために必要な発言を行ってお り、適切な役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	児玉弘仁	当期開催の取締役会全て(14回)に出席し、また、当期開催の監査等委員会全て(14回)に出席しております。期待される役割に関して行った職務の概要については、主に会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識から、意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。さらに取締役監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しており、適切な役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	松若恵理子	当期開催の取締役会全て(14回)に出席し、また、当期開催の監査等委員会全て(14回)に出席しております。期待される役割に関して行った職務の概要については、主に公認会計士としての豊富なキャリアと高い専門的知見から、意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。さらに取締役監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しており、適切な役割を果たしております。

V 会計監査人の状況

- 1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- 2. 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額
 - (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

43,000千円

(2) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 - 3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する 実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積もりの算出 根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399 条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、 その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解 任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に 定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基 づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査 等委員会が選定した取締役監査等委員は、解任後最初に招集される株 主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告い たします。

VI 会社の体制および方針

- 1. 業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①役員および従業員が法令および定款を遵守し実践するために行動指針の1つである「コンプライアンス」体制を浸透させるためのコンプライアンス・ガイドブックを役員を含む全従業員に配布し、研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図っております。
 - ②法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためのグループ各社の役員および従業員を対象とした「公益通報者(社内通報)規程」に従い、運営しております。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)を、法令 および社内規程に基づき保管しております。
 - ②社内情報の管理については、「情報管理規程」および「個人情報保護規程」に従い、情報のセキュリティ体制を整えております。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①事業活動におけるリスク管理を経営の最重要課題と認識し、 「リスク管理基本規程」に定めた体制作りおよび本社における 包括的・効率的リスクマネジメントの充実を図っております。
 - ②防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保しております。
 - ③リスク管理部門として、経営企画室が主幹となりリスクマネジメント委員会が関係部門と連携しこれに当たり、損失の危険のある重大な業務執行行為を発見したときは、取締役会、監査等委員会に報告する体制を整えております。
 - (4) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会は、取締役会規程に従い、適切な運営を確保し、原則 月1回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実 施し、意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督してお ります。
 - ②さらに、執行役員制度により、経営責任の明確化および意思決定と業務遂行のスピードアップを図り執行役員が出席する経営会議を原則3ヵ月に1回開催し、経営課題の審議と諸施策の遂行に努めております。
 - ③監査等委員ではない社外取締役と監査等委員会との情報交換会 を原則四半期に1回開催し、監査等委員ではない社外取締役が その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図るこ

とができるよう努めております。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ①関係会社管理規程を定め、経営企画室が主体となり、子会社の 経営上の重要事項を事前承認するとともに原則3ヵ月に1回経 営会議を開催し、経営管理を行っております。
 - ②子会社の取締役会は、取締役会規程に従い適切な運営を確保し、原則3ヵ月に1回、その他必要に応じて随時開催し適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督しております。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制内部統制監査室を監査等委員会の事務局とし、監査等委員会の

職務を補助させるとともに、その指示命令権および独立性を保持するための人事異動等への同意権を有しております。

- (7) 取締役、使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査 等委員会に報告をするための体制
 - ①監査等委員会は重要な会議に出席し、代表取締役および業務執行を担当する取締役が行う経営意思決定と業務執行状況を監査等委員会にて常にチェックできる体制を整えております。
 - ②監査等委員会への別に定めた報告事項一覧に基づき、取締役および従業員からの報告体制を整えております。
 - ③当社グループの役員および従業員は、会社において法律違反行為、不正行為が行われていることを知ったときは、「公益通報者(社内通報)規程」に従い、直接または間接的に監査等委員会に報告する体制を整えております。
- (8) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制 当社監査等委員会へ報告した役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員および従業員に周知徹底しております。
- (9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の監査費用等の処理に関する事項
 - ①監査の方針、監査の方法、監査の費用の予算について、監査等 委員会がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項につい て、監査等委員会で決議しております。
 - ②職務の執行のために生ずる費用について、監査等委員会から費用の前払いの請求があれば、所定の手続きにより対応しております。
 - ③職務の遂行上、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる体制を整えております。
- (II) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役との定期協議の機会を設け、また、

会計監査人および監査等委員でない社外取締役、内部統制監査 室とそれぞれ定期的に意見交換および情報の交換を行い緊密な 連携をとっております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備するほか、当事業年度におきましては、その基本方針に基づき以下を実施いたしました。

- ①月1回開催される定時取締役会は、グループ全体の事業の健全な発展と業務の適正化、経営課題等について討議しております。また、取締役会の決議があったとみなす書面決議が8回ありました。
- ②監査等委員会は14回開催され、代表取締役との意見交換を5回行いました。また、監査等委員会は、取締役会ほか重要な会議に出席し、会計監査人および内部監査部門との情報交換や情報収集を行うなど、監査の実効性の確保に努めました。
- ③各部署の主要なメンバーにより構成されるリスクマネジメント 委員会を4回開催し、全社的なリスクマネジメント推進にかか わる課題、対応策について協議を行いました。
- ④各部署の主要なメンバーにより構成される内部統制委員会を2 回開催し、各部からの内部統制にかかわる報告・連絡事項や、 内部統制監査の状況について協議を行いました。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

VII 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の長期・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して安定的かつ継続的な利益の環元を行うことを基本方針としております。

内部留保資金は、将来の企業価値の極大化に向けて、新規事業・生 産設備等に投資するなど長期的視点で考えてまいります。

当期の期末配当金につきましては上記の方針を踏まえ、2024年2月8日開催の取締役会において前期の1株当たり50円から10円増配し1株当たり60円とし、支払開始日を2024年3月11日とすることを決議いたしました。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在) (単位:			
科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,664,825	流動負債	23,115,638
現金及び預金	6,243,089	支払手形及び買掛金	12,162,932
受 取 手 形	4,284,618	電子記録債務	4,319,396
売 掛 金	13,281,411	短期借入金	865,163
商品及び製品	1,066,751	1年内返済予定の長期借入金	122,056
性 掛 品	373,485	未 払 法 人 税 等	602,568
		賞与引当金	410,502 4,633,019
原材料及び貯蔵品	1,721,959	でいる 100	7,001,505
その他	707,593		388,973
貸 倒 引 当 金	△14,083	操延税金負債	3,683,616
固定資産	45,362,124	退職給付に係る負債	2,554,590
有 形 固 定 資 産	23,357,799	資産除去債務	83,230
建物及び構築物	5,061,568	その他	291,094
機械装置及び運搬具	5,610,251	負 債 合 計	30,117,144
土 地	9,271,301	(純資産の部)	
その他	3,414,678	株 主 資 本	32,643,589
	3, 11 1,070	資 本 金	4,000,000
	F77 202	資 本 剰 余 金	16,986,679
無形固定資産	577,292	利益剰余金	12,490,173
0 h h	306,389	自己株式	△833,263
そ の 他	270,902	その他の包括利益累計額	10,171,825
投資その他の資産	21,427,031	その他有価証券評価差額金	9,338,913
投資有価証券	21,067,462	為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額	854,249
繰 延 税 金 資 産	95,721	返職指列に係る調整系計額 新 株 予 約 権	△21,337 8,370
その他	285,252	非支配株主持分	86,019
貸 倒 引 当 金	△21,404	純資産合計	42,909,805
資 産 合 計	73,026,949	負債純資産合計	73,026,949

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

科	目		金	額
売 上	高			58,026,131
売 上 原	価			47,448,363
売 上 総	利	益		10,577,767
販売費及び一般管	理費			8,646,156
営 業	利	益		1,931,610
営 業 外 収	益			
受取	利	息	46,172	
受 取 配	当	金	313,069	
為替	差	益	18,473	
貸倒引当金	戻 入	額	640	
その		他	151,927	530,282
営 業 外 費	用			
支 払	利	息	61,820	
固定資産	除却	損	22,642	
固定資産	売 却	損	1,205	
その		他	15,891	101,559
経常	利	益		2,360,332
特 別 利	益			
投資有価証差	券 売 却	益	2,352	2,352
特 別 損	失			
投資有価証差	券 売 却	損	691	
474 74 14 15 16 16	券 評 価	損	932	1,624
税金等調整前当	期 純 利	益		2,361,061
法人税、住民税及	び事業	税	854,457	
法 人 税 等 訓	周 整	額	△114,346	740,111
当 期 純	利	益		1,620,949
非支配株主に帰属する	当期純利	川益		14,071
親会社株主に帰属する	当期純利	<u>」益</u>		1,606,878

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日残高	4,000,000	16,986,679	11,392,526	△863,083	31,516,122
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△496,555		△496,555
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益			1,606,878		1,606,878
自己株式の取得				△471	△471
自己株式の処分			△12,674	30,290	17,615
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	1,097,647	29,819	1,127,467
2023年12月31日残高	4,000,000	16,986,679	12,490,173	△833,263	32,643,589

	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	新 株 予約権		純資産合計
2023年1月1日残高	8,498,099	644,140	△80,834	9,061,405	8,370	71,276	40,657,175
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△496,555
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,606,878
自己株式の取得							△471
自己株式の処分							17,615
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	840,814	210,108	59,496	1,110,419	_	14,742	1,125,162
連結会計年度中の変動額合計	840,814	210,108	59,496	1,110,419	-	14,742	2,252,629
2023年12月31日残高	9,338,913	854,249	△21,337	10,171,825	8,370	86,019	42,909,805

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 17社
 - (2) 主要な連結子会社の名称 土岐ダイナパック株式会社

DYNAPAC(HANOI) CO.,LTD. DYNAPAC(HAIPHONG)CO.,LTD.

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用関連会社の数 1社
 - (2) 持分法適用関連会社の名称 株式会社大成
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社城西および城西パック株式会社の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在で仮決算を実施しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資 産直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製 品 主として総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの 方法により算定)

仕 掛 品 主として個別法に基づく原価法または総平均法に基づ く原価法

> (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの 方法により算定)

原 材 料 主として総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの

方法により算定)

貯 蔵 品 最終仕入原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 15~47年 機械装置及び運搬具 4~17年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

③ リース資産 定額法

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の 当連結会計年度に対応する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

包装材関連事業においては、主に段ボールの製造および販売を行っており、 顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当 該履行義務は、製品等の引き渡し時点において顧客が当該製品等の支配を獲得 することから、履行義務が充足されると判断しており、当事業における製品等 の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当社および連結子会社が顧客より有償にて原材料等の支給を受けそれ を加工して当該顧客に販売する取引については、顧客からの受給額を販売額か ら控除して収益を認識しております。

また、契約における対価は製品等に対する支配が顧客に移転した時点から1年以内には支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末 における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職 給付に係る負債として計上しております。

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整 累計額に計上しております。

(6) 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社等の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の 要件を満たしているため振当処理によっております。

なお、連結会社間取引に付された為替予約については、時価評価を行い、 当連結会計年度の損益として処理しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引

(ヘッジ対象)

外貨建債権

③ ヘッジ方針

主として社内の管理規程に基づき、為替変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

為替予約締結時に、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を対応 させているため、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相 殺するものと想定され、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは9年間で均等償却することにしております。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 -千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の 用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位 で、賃貸用資産については不動産賃貸契約単位で、遊休資産および処分予定 資産については資産単位で、資産のグルーピングを行っております。

有形固定資産および無形固定資産について、資産または資産グループに減

損の兆候が存在する場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきと判断された資産または資産グルーピングについては、回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損益に計上します。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額を用いており、正味売却価額は外部専門家等が算定した評価額等から、処分費用見込額等を控除した金額を用いております。

また、使用価値は、経営者によって承認された事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを所定の割引率で現在価値に割り引いた価額を用いております。

なお、減損の兆候の判定および減損損失の認識の要否の判定については、 事業計画等を基礎として、最善の見積りを行っておりますが、市場環境の変 化または会社の経営の状況により、見積り額の前提とした条件または仮定に 変化が生じた場合には、減損損失を計上する可能性があります。

2. のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 のれん 306.389千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんに減損の兆候が認められる場合には、当連結会計年度末における事業計画をベースに算定された割引前キャッシュ・フローの総額と、のれんを含むより大きな単位での資産グループ合計の簿価との比較により、減損を認識するか否かを判断します。

当該資産の評価に関する、回収可能価額、正味売却価額および使用価値の 内容については、「1. 固定資産の減損」と同様です。

当連結会計年度において連結貸借対照表に計上されているのれんの金額は、2020年1月において㈱小倉紙器の株式を取得したことにともない計上されたものであり、売上高の増加等の将来の超過収益力を見越して企業結合の対価が被取得企業の時価を大きく超える金額にて取得しております。

当連結会計年度末において回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要であると判断しておりますが、その見積りの前提条件等に変化が生じた場合には、減損処理が必要となる場合があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

42.301.937千円

2. 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって行っております。なお、当連結会計年度末日は金融機関が休日のため、当連結会計年度末日満期手形が次の科目に含まれております。

受取手形295,013千円支払手形及び買掛金13,425千円電子記録債務106.107千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 104.250千円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金 157,390千円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との取引から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結計算書類(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 10,322,591株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月8日 取締役会	普通株式	496,555	50	2022年 12月31日	2023年 3月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計 年度となるもの

2024年2月8日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議いたしました。

配当の原資
 和益剰余金
 配当金の総額
 596.670千円

③ 1株当たり配当金 60円

④ 基準日 2023年12月31日 2024年2月11日

⑤ 効力発生日 2024年3月11日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 7,000株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備計画等に基づき資金繰り計画を立案し、必要な資金は銀行借入で調達しております。また、通常の事業活動においては、資金繰り予定表で資金の管理をし、短期的な運転資金については必要に応じて銀行借入で調達しております。

デリバティブ取引は、社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しましては、定期的に顧客の信用状況を確認しているとともに、新規取引発生時においては顧客の信用状況について社内で審議および承認を徹底し、取引先ごとに限度額を設定し債権管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市 場価格変動のリスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金および電子記録債務の支払期日は1年以内となっております。

なお、営業債権、投資有価証券および営業債務の一部に外貨建のものが含まれており、為替変動リスクにさらされております。

資金調達については、短期借入金は営業取引および投資に伴う資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に伴う資金調達であります。なお、契約先は信用度の高い国内金融機関であり、相手先の契約不履行リスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)については、月次の資金繰り予定表を作成し、随時更新する

ことにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。((注) 4をご参照ください。)また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」および「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額(注)1	時 価 (注) l	差	額
投資有価証券	20,944,212	20,944,212		-
長期借入金(注) 2	(511,029)	(509,223)		1,805
デリバティブ取引(注)3	(57,168)	(57,168)		-

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。
 - 2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
 - 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
 - 4. 市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額		
その他有価証券			
非上場株式	123,250		

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に 応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における (無調整

の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察

可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時

価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位:千円)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
□ 八		\ ≡\		
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,944,212	_	_	20,944,212
資産計	20,944,212	=	_	20,944,212
デリバティブ取引				
通貨関連	_	57,168	_	57,168
負債計	_	57,168	_	57,168

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位:千円)

				(11== 1111)
区分		A ⊒L		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル 2	レベル3	合 計
長期借入金	_	509,223	_	509,223
負債計	_	509,223	_	509,223

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

<u>資</u>産

(1) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値で評価しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物市場価格によって評価をしているため、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社は、東京都、名古屋市およびその他の地域において、賃貸用マンション、賃貸用倉庫および賃貸用地などを有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度末の時価は次のとおりであります。

(単位:千円)

	当連結会計年度末の時価			
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期首残高 当連結会計年度増減額 当連結会計年度末残高			
1,287,282	△13,703	1,273,578	5,654,400	

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度増減額の減少額は、減価償却費13.703千円であります。
 - 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自 社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

また、賃貸等不動産に関する2023年12月期における損益は次のとおりであります。

(単位:千円)

連結損益計算書計上額				
賃貸収入	賃貸費用	差 額	その他損益	
322,828	108,689	214,	139 –	

(注) 賃貸収入および賃貸費用は、賃貸料収入とこれに対応する費用(減価償却費、 保険料、租税公課等)であり、それぞれ「売上高」および「売上原価」に計 上しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグ	Λ =1.	
	包装材関連事業	不動産賃貸事業	合 計
主要な財又はサービスのライン			
段ボール	45,338,703	_	45,338,703
印刷紙器	6,120,952	_	6,120,952
軟包装材	3,513,966	_	3,513,966
その他	2,729,679	_	2,729,679
顧客との契約から生じる収益	57,703,302	_	57,703,302
その他の収益	_	322,828	322,828
外部顧客への売上高	57,703,302	322,828	58,026,131

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権の残高(期首残高)	16,947,836
顧客との契約から生じた債権の残高(期末残高)	17,566,029

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内のみであることから、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

4,305円43銭

1株当たり当期純利益

161円65銭

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の工場の収用予定にともなう工場移転に係る補償金の支払い)

当社の連結子会社である泰納包装(蘇州)有限公司の工場が中国政府による収用対象となり、工場の移転計画に合わせ社員との雇用契約を見直したことにともない、2024年1月末日付に在籍する社員に対し、移転に係る補償金12百万人民元を2024年2月5日に支給しております。

なお、当該収用の決定により当連結会計年度末までに、蘇州国家高新技術産業開発区管理委員会より、収用に係る補償金の一部である63百万人民元を手付金として受領しており、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に計上しております。

加えて、移転およびその手続き完了後、収用に係る補償金の残金である42百万人民元を追加で受領する見込みであります。

収用の対象となる資産、収用にともない入金される補償金および移転先ならび に移転の時期は次のとおりであります。

(1) 収用対象資産

泰納包装 (蘇州) 有限公司の本社工場

·住 所:中国江蘇省蘇州市高新区金山路100号

· 土地面積: 31,067.00㎡ · 建物面積: 16,639.14㎡

(2) 収用補償金額(予定)

105百万人民元

(3) 移転先住所

中国江蘇省蘇州市高新区通錫路345号

(4) 移転の時期

2024年5月までに引き渡し完了(予定)

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,067,116	流動負債	18,411,358
現金及び預金	2,376,974	支 払 手 形	140,537
受 取 手 形	2,885,793	費 掛 金	10,277,010
売 掛 金	9,912,793	電子記録債務	3,635,492
商品及び製品	490,804	短期借入金	865,163
仕 掛 品	180,834	1年内返済予定の長期借入金	100,000
原材料及び貯蔵品	800,809	リース債務	14,780
短期貸付金	1,201,285	未 払 金	472,217
そ の 他 貸 倒 引 当 金	2,220,822 △3,000	未 払 費 用	1,633,919
	△3,000	未払法人税等	429,248
固定資産	41.574.412	預り金	198,737
有形固定資産	14,131,645	賞与引当金	329,660
建物	3,015,460	その他	314,591
構 築 物	81,941	固定負債	5,908,791
機 械 及 び 装 置	2,609,555	リース債務	42,257
車両運搬具	7,189	操 延 税 金 負 債	3,447,129
工具器具備品	396,777	退職給付引当金	2,166,551
土 地 リ ー ス 資 産	7,968,315 52,406	長期預り保証金	208,737
	32,400	資産除去債務	44,115
			44,113
無形固定資産	201,704	負 債 合 計	24,320,149
借地権	73,206	(純資産の部)	24,320,143
ソフトウェア	75,339	株主資本	27,997,911
ソフトウェア仮勘定	40,977	資 本 金	4,000,000
電話加入権	12,181	資本剰余金	16,986,679
投資その他の資産	27.241.061	資本準備金	16,986,679
投員での他の負性 投資有価証券	20,934,208	利益剰余金	7,844,495
関係会社株式	3,014,382	利益準備金	1,246,759
出資金	310	その他利益剰余金	6,597,735
関係会社出資金	1,422,238	固定資産圧縮積立金	1,405,752
長期貸付金	1,243	別途積立金	9,160,000
関係会社長期貸付金	2,881,780	操越利益剰余金	△3,968,016
従業員に対する長期貸付金	1,589	自己株式	△833,263
破産更生債権等	3,531	評価・換算差額等	9,315,098
長期前払費用 敷金及び保証金	29,151	計画・授昇左領寺	9,315,098
敷 金 及 び 保 証 金 そ の 他	103,897 3,691		, ,
は 倒 引 当 金	△1,154,962		8,370
資産合計	61,641,528	純 資 産 合 計 負債 純資産合計	37,321,379 61,641,528
	01,041,520	具頂視貝性百計	01,041,528

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

科		金	額
売 上	高		37,141,170
売 上 原	価		30,612,486
売 上 総	利 益		6,528,684
販売費及び一般管理	里費		5,635,407
営業	利 益		893,276
営 業 外 収	益		
受取利息及び	配当金	357,599	
為替差	差 益	19,301	
その	他	93,096	469,997
営 業 外 費	用		
支払和	割 息	51,200	
貸 倒 引 当 金	繰 入 額	202,360	
固定資産	余 却 損	9,253	
その	他	11,612	274,426
経常	利 益		1,088,847
特 別 利	益		
投資有価証券	売 却 益	2,332	2,332
特 別 損	失		
投資有価証券	売 却 損	691	
関係会社株式	評価損	41,000	41,691
税引前当期	純 利 益		1,049,488
法人税、住民税及	及び事業税	501,545	
法人税等	調整額	△105,004	396,541
当期純	利 益		652,946

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

				株 主	資 本			
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本金		VA+ 1.		その)他利益剰	余金	*** \
		資本金 資本 準備金	資 剰余金 合 計	準備金	固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途積立金	繰越利益	利 益 剰余金 合 計
2023年1月1日残高	4,000,000	16,986,679	16,986,679	1,246,759	1,441,103	9,160,000	△4,147,083	7,700,779
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△496,555	△496,555
当期純利益							652,946	652,946
自己株式の取得								
自己株式の処分							△12,674	△12,674
固定資産圧縮積立金の取崩					△35,350		35,350	-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△35,350	-	179,066	143,716
2023年12月31日残高	4,000,000	16,986,679	16,986,679	1,246,759	1,405,752	9,160,000	△3,968,016	7,844,495

	株 主	主資本評価・換算差額等				
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
2023年1月1日残高	△863,083	27,824,375	8,490,792	8,490,792	8,370	36,323,537
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△496,555				△496,555
当期純利益		652,946				652,946
自己株式の取得	△471	△471				△471
自己株式の処分	30,290	17,615				17,615
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			824,305	824,305	-	824,305
事業年度中の変動額合計	29,819	173,535	824,305	824,305	_	997,841
2023年12月31日残高	△833,263	27,997,911	9,315,098	9,315,098	8,370	37,321,379

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ

の方法により算定)

仕 掛 品 個別法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ

の方法により算定)

原 材 料 総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ

の方法により算定)

貯 蔵 品 最終仕入原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物

15~47年

機械及び装置 4~17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産 定額法

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については、個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

(3) 退職給付引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額 の当事業年度に対応する額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に おける退職給付債務および年金資産の見込額に基づ き、当事業年度末において発生していると認められ る額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を 当事業年度末までの期間に帰属させる方法について は、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)によ る定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

包装材関連事業においては、主に段ボールの製造および販売を行っており、 顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当 該履行義務は、製品等の引き渡し時点において顧客が当該製品等の支配を獲得 することから、履行義務が充足されると判断しており、当事業における製品等 の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当社が顧客より有償にて原材料等の支給を受けそれを加工して当該顧客に販売する取引については、顧客からの受給額を販売額から控除して収益を認識しております。

また、契約における対価は製品等に対する支配が顧客に移転した時点から1年以内には支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているため振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

(ヘッジ対象)

外貨建債権

(3) ヘッジ方針

主として社内管理規程に基づき、為替変動リスクについてヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性の評価

為替予約締結時に、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を対応させているため、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定され、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理 額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっ ております。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 -千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類 (会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

- 2. 関係会社に対する投資の評価
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3.014.382千円

関係会社出資金 1,422,238千円

関係会社株式評価損 41.000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式および関係会社出資金については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。

「連結計算書類 (会計上の見積りに関する注記) 2. のれんの評価」 に記載のとおり、2020年1月において㈱小倉紙器の実質価額について、将来 計画に基づき回収可能性が十分にあると判断しているため、評価損の計上は不要であると判断しておりますが、その他の関係会社に対する投資を含め関係会社の業績の悪化等により財務状態が悪化した場合には、株式または出資金の評価損の計上が必要となる場合があります。

なお、当事業年度においては沼津ダイナパック(株の業績の悪化にともない、その実質価額が帳簿価額を著しく下回ったため関係会社株式評価損を41.000千円計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 3,281,774千円 長期金銭債権 2,881,780千円 短期金銭債務 454,142千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,837,533千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 104,250千円

(2) 担保に係る債務

買掛金 157,390千円

4. 期末日満期手形の会計処理

決算期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって行っております。なお、当事業年度の末日は金融機関が休日のため、当期末日満期手形が次の科目に含まれております。

 受取手形
 156,191千円

 電子記録債務
 79,212千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	1,048,696千円
仕	入	高	1,959,069千円
その	他の営業取	7引高	144,204千円
営業国	取引以外の耳	[2]高	59,488千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式

378,077株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

1/1/20 1/30000	
未 払 事 業 税	50,884千円
貸 倒 引 当 金	356,184千円
賞 与 引 当 金	100,875千円
退職給付引当金	770,690千円
減 損 損 失	232,851千円
投資有価証券評価損	416,627千円
関係会社株式評価損	548,147千円
出資金評価損	154,279千円
そ の 他	122,603千円
繰延税金資産小計	2,753,144千円
評価性引当額	△1,655,470千円
繰延税金資産合計	1,097,674千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△630,549千円
その他有価証券評価差額金	△3,911,315千円
そ の 他	△2,938千円
繰延税金負債合計	△4,544,803千円
繰延税金負債の純額	△3,447,129千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(貸主側)

1. リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	建物	構築物	合 計
取得価額	611,887千円	8,112千円	620,000千円
減価償却累計額	309,499千円	8,112千円	317,612千円
期末残高	302,387千円	0千円	302,387千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年	三以内	17,582千円
1 4	年 超	367,195千円
合	計	384,778千円

3. 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	16,497千円
減価償却費	11,108千円
受取利息相当額	26 388壬円

4. 利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

オペレーティング・リース取引

(貸主側)

未経過リース料期末残高

1年以	以内	209,707千円
1 年	超	1,783,634千円
合	計	1,993,341千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(法人)	カゴメ(株)	名古屋市中区	百万円 19,985	調保飲他製種物生 味存料の造苗の産・、仕・ をは、食・、仕・ をおいた。 は、のの売果・売	所有 直5.2 被所有 直16.8	製品の販売 役員の兼任 (注) 2	段ボール、 印刷紙器製 品等の販売 (注) 1	3,330,212	売掛金	1,298,278

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

上記の取引のうち、段ボール、印刷紙器製品等の販売については市場価格、 総原価を勘案して、価格交渉の上決定しております。

2. カゴメ㈱の取締役常勤監査等委員1名は、当社の社外取締役監査等委員を兼任しております。

(2) 子会社等

種類	会社等 の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	DYNAPAC (HAIPHONG) CO.,LTD.	HAIPHONG VIETNAM	百万ベトナム ドン 169,629	包装資材の製造・販売	所有 100	役員の兼任 資金の貸付	資金の 貸付 (注)	資金の貸付 920,729 資金の回収 1,177,068 利息の受取 15,316	短期貸付金 その他の 流動資産	865,163 5,445
	DYNAPAC PACKAGING TECHNOLOG Y(PHILIPPINE S)INC.	BATANGAS PHILIPPINES	千フィリピン ペソ 36,000	包装資材の 製造・販売	所有 100	資金の貸付	資金の 貸付 (注)	貸倒引当金 の繰入 20,000	長期貸付金 貸倒引当金 その他の 固定資産	320,819 317,691 3,691
子会社	DYNAPAC (M)SDN.BHD.	SEREMBAN N.S.D.K. MALAYSIA	千マレーシア リンギット 12,756	包装資材の 製造・販売	所有 100	資金の貸付	資金の 貸付 (注)	貸倒引当金 の繰入 51,000	長期貸付金貸倒引当金	999,901 339,000
	DYNAPAC GF (MALAYSIA) SDN.BHD.	MELAKA MALAYSIA	千マレーシア リンギット 7,000	包装資材の 製造・販売	所有 100	役員の兼任資金の貸付	資金の 貸付 (注)	資金の貸付 938,060 資金の回収 887,740 貸倒引当金 の繰入 132,000 利息の受取	長期貸付金貸倒引当金	938,060 483,000
								14,420		

(注) 子会社に対する貸付金は、それぞれの会社の資金繰りを考慮し必要に応じて随時運転資金として貸付けているものであり、資金調達の安定化および調達コストの低減を目的として行っているものであります。なお、金利につきましては当社が調達する際の市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類 (収益認識に関する注記) に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 3,752円12銭 65円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

ダイナパック株式会社 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員 <u>業務執行社員</u> 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近藤 巨 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイナパック株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナパック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を 作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を 開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書に おいて独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正 又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意 思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、 監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

ダイナパック株式会社 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 近藤 巨樹

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイナパック株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の活切可でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第62期事業年度における 取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告 いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社及びその工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示している ものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

ダイナパック株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 後 藤 禎 夫 印 監 査 等 委 員 児 玉 弘 仁 印

監査等委員 松若恵理子 ⑩

(注) 監査等委員児玉弘仁及び監査等委員松若恵理子は、会社法第2条第15号及び第331条第 6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案に おいて同じ。) 6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり ますので、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするもの であります。

本議案に関しましては、当社の監査等委員会は任意の指名委員会の 議事等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年 度における業務執行状況および業績等を勘案し、全ての候補者につい て適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
1	さいとう こうじ 齊 藤 光 次 (1958年1月17日生)	1988年7月 日本ハイパック(株)入社 1990年12月 同社取締役監査室長 1992年12月 同社常務取締役 1996年6月 同社代表取締役副社長 2000年6月 同社代表取締役副社長 2002年6月 同社代表取締役副社長 2005年1月 当社代表取締役(現任) 当社取締役副社長 2022年1月 当社取締役社長(現任)	170,790株
1	【取締役候補者とした】	里由】	

齊藤光次氏は、2005年から代表取締役を務めており、国内外の当社グループ経営 の経験も豊富で、当業界にも精诵していることから、当社取締役として適任である と判断し取締役候補者としております。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		地位、担当および な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
		2012年 4 月	カゴメ(株)入社 同社経営企画本部財務経理 部長 同社部長カゴメアクシス(株)	
		2018年 4 月	代表取締役社長 同社執行役員カゴメアクシ ス㈱代表取締役社長	
	しのおか なおひさ 篠 岡 尚 久	2019年10月 2019年10月	当社入社 当社常勤顧問社長補佐	9,462株
2	(1960年11月9日生)	2020年 1 月	当社常務執行役員経営企画 本部副本部長	
		2020年 3 月	当社取締役常務執行役員管理本部長	
			当社取締役専務執行役員管理本部長	
		, ,,	当社取締役専務執行役員社 長補佐(現任)	
)経営を通じた 検、実績および	豊富な経験と幅広い知識に加 知見を有していることから、 ・しております。	
	1,012		新生パッケージ(株) (現土岐 ダイナパック(株)) 入社	
			大日本紙業㈱入社 当社経営企画本部 総務部 長	
*	はら しげる 茂 原 茂 (1966年10月14日生)	2016年 1 月 2017年 1 月 2018年 7 月	当社松本事業所長 当社理事 松本事業所長 当社理事 みよし事業所長	13,100株
* 3		2020年4月	当社執行役員 みよし事業 所長 当社執行役員 管理本部長	
	『面絃処伝母老ししょ		(現任)	
	事し、豊富な経験と幅別	来、経営企画部門 広い知識に加え、	引および総務部門などの管理部門 複数の事業所の責任者として、 社取締役として適任であると#	経営の一翼

候補者としております。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式 の 数					
* 4	あまき ひろあつ 青 木 大 篤 (1968年7月6日生)	1995年 8 月 日本ハイパック(株)入社 2014年 1 月 当社経営企画本部 経営企画室 長 2016年 1 月 当社福島事業所長 2017年 1 月 当社理事 福島事業所長 2018年 4 月 当社理事 つくば事業所長 2020年 1 月 当社理事Dynapac(Hanoi)	2,060株					
	経営企画部門における							
5	ふかい やすひろ 深 井 靖 博 (1959年1月30日生)	1986年4月 名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会)登録 1986年4月 鈴木大場合同法律事務所(現大場鈴木堀口合同法律事務所)入所 1991年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録2004年9月 愛智法律事務所開設 弁護士(現任) 2017年3月 当社社外取締役(現任) 「重要な兼職の状況」 愛智法律事務所 弁護士	一株					
	【社外取締役候補者とした理由】 深井靖博氏は、社外役員となること以外で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社グループの経営に対して専門的な観点からの助言や業務執行に対する適切な監督を頂いており、社外取締役として適任であると判断し社外取締役候補者としております。							

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式 の 数						
6	とみざわ ^{ゆたか} 富 澤 豊 (1963年12月23日生)	1987年 4 月 (株)リクルート入社 2002年 7 月 (有)富澤事務所設立 取締役社長 (現任) 2004年 4 月 浜松大学経営情報学部助教授 2011年 4 月 浜松大学ビジネスデザイン学部 教授 2011年 4 月 浜松大学ビジネスデザイン学部 経営情報副学科長 2014年 4 月 常葉大学経営学部副経営学科長 2017年 3 月 当社社外取締役(現任) 2020年 4 月 情報経営イノベーション専門職大学 教授(現任) 「重要な兼職の状況」 (有富澤事務所 取締役社長 情報経営イノベーション専門職大学 教授	一株						
	【社外取締役候補者とした理由】 富澤豊氏は、マーケティング分野において、企業に対するコンサルティング や大学教授を含む幅広い経験と知見により、当社の経営体制の強化・充実を 図るため、経営全般に対して助言・提言を頂いており、社外取締役として適 任であると判断し社外取締役候補者としております。								
* 7	ひろの いくこ 広 野 郁 子 (1963年6月24日生)	1986年4月 (株)リクルート入社 1993年4月 兵庫県立神戸生活科学センター 入所 1997年6月 三菱電機(株)入社 2000年4月 四条畷学園短期大学非常勤講師 2001年12月 (有アイ・キューブ設立 代表取締役 2006年3月 (株)アイ・キューブに改組 代表取締役 2020年3月 (株)アイ・キューブ 取締役社長 (現任) 「重要な兼職の状況」 (株)アイ・キューブ 取締役社長	一株						
	【社外取締役候補者とした理由】 広野郁子氏は、会社の経営を通じた豊富な経験と幅広い知識に加え、マーティング分野では、市場調査・顧客ニーズに応じた商品開発や企画開発まは環境対応などにおいて幅広い知見を有しており、当社の経営全般、ならに商品開発やマーケティングに対して、助言・指導を頂けるものと考え、外取締役として適任であると判断し社外取締役候補者としております。								

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 深井靖博氏は社外取締役候補者であり、同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、当社グループの経営に対して、専門分野での豊富なキャリアと高い知見からの助言や業務執行に対する適切な監督を頂くことであります。
 - 3. 富澤豊氏は社外取締役候補者であり、同氏が社外取締役に選任された場合に 果たすことが期待される役割は、当社の経営体制の強化・充実を図るため、 経営全般に対し、幅広い経験と専門分野での高い知見から助言・提言を頂く ことであります。
 - 4. 広野郁子氏は社外取締役候補者であり、同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが出来る役割は、当社の経営体制の強化・充実を図るため、経営全般に対し、幅広い経験と専門分野での高い知見から助言・提言を頂くことであります。
 - 5. 深井靖博氏および富澤豊氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時を もってそれぞれ7年であります。
 - 6. 当社は深井靖博氏および富澤豊氏と会社法第427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏と責任限定契約を継続する予定であります。また、広野郁子氏の選任が承認された場合、同氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 7. 当社は、深井靖博氏および富澤豊氏を東京・名古屋両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。また、広野郁子氏は東京・名古屋両証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
 - 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「IV 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。なお、当社は、2025年3月に当該保険契約を更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - ※ 原茂氏、青木大篤氏および広野郁子氏は新任取締役候補者であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、監査等委員である取締役3名が、本総会終結の時をもって 任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願 いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式 の 数					
1	後藤 禎 夫 (1962年4月13日生)	1985年 3 月 当社入社 2016年 1 月 当社蟹江事業所長 2018年 4 月 当社品質環境室長 2020年 1 月 当社内部統制監査室長 2022年 1 月 当社取締役常勤監査等委員 (現任)	6,900株					
	当社グループ会社への に基づいた適切な助言	補者とした理由】 「の経営者としての経験に加え、内部統制監査室 監査手続き等における豊富な経験を有し、これ 、や監督に期待できることから、当社監査等委員 と判断し、取締役監査等委員候補者としておりま	らの実績 である取					
2	で、** かるかと 児 玉 弘 仁 (1959年3月22日生)	1981年4月 カゴメ(株)入社 2006年6月 同社執行役員 2008年6月 同社取締役執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2018年3月 同社取締役常勤監査等委員 (現任) 2018年3月 当社社外監査役 2020年3月 当社社外取締役監査等委員 (現任) 2023年6月 オルガノ(株)社外監査役(現任) カゴメ(株)取締役常勤監査等委員 オルガノ(株)、「重要な兼職の状況」 カゴメ(株)取締役常勤監査等委員 オルガノ(株)	一株					
	オルガノ(㈱社外監査役 【社外取締役監査等委員候補者とした理由および期待される役割の概 児玉弘仁氏は、会社経営に関する豊富な経験と知識を有しており、客 中立的な立場で取締役の職務執行を監査して頂いており、当社監査等 る取締役として適任であると判断し、社外取締役監査等委員候補者と ます。同氏には、引き続き監査等委員である社外取締役として、その 地から意思決定の適正性を確保するための助言等を頂くとともに、 見、客観的な観点から、当社の経営を監視・監督頂くことを期待し す。							

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式 の 数
3	** [*] ** ** * * * * * * * * * * * * * *	2000年10月 中央青山監査法人 (現PwC あらた有限責任監査法人) 大阪事務所入所 2004年4月 公認会計士登録 2005年11月 日本郵船㈱入社 2017年1月 (株)Stand by C Woman設立代表取締役社長(現任) 1重要な兼職の状況」 (株)Stand by C Woman 代表取締役社長	一株
	松若恵理子氏は、公認 分な見識を有しており し、社外取締役監査等 委員である社外取締役 るための助言等を頂く	員候補者とした理由および期待される役割の概要 会計士として企業会計に精通し、企業経営を統 、当社監査等委員である取締役として適任であ 委員候補者としております。同氏には、引き続 として、その専門的見地から意思決定の適正性 とともに、豊富な知見・客観的な観点から、独 ・監督頂くことを期待しております。	括する十 ると判断 き監査等 を確保す

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 児玉弘仁氏および松若恵理子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 児玉弘仁氏および松若恵理子氏の当社社外取締役監査等委員在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ4年であります。
 - 4. 松若恵理子氏は東京・名古屋両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 - 5. 当社は後藤禎夫氏、児玉弘仁氏および松若恵理子氏と会社法第427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者と同様の責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「 \mathbb{N} 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。なお、当社は、2025年3月に当該保険契約を更新する予定であります。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

参考:取締役候補者および監査等委員候補者の専門性と経験(スキルマトリックス) 取締役候補者および監査等委員候補者の専門性と経験は次のとおりです。 なお、専門性と経験のうち主なもの最大4つまでにマーキングしております。

440					1007	4 7 3				と経			
候補者		氏名		新任候補者	独立性	企業経営戦略	海外事業戦略	財務・会計・税務	ガバナンス・法務	人事・人材開発	開発・設計・技術	営業・マーケティング	環境・品質・製造
	齊藤	光次				•	•				•	•	
	篠岡	尚久				•		•					
	原	茂		\Diamond		•				•			•
取締役	青木	大篤		\Diamond		•	•			•		•	
	深井	靖博	(社外)		\Diamond		•		•				
	富澤	豊	(社外)		\Diamond	•				•		•	
	広野	郁子	(社外)	\Diamond	\Diamond	•					•	•	•
監	後藤	禎夫							•		•		•
査等委員	児玉	弘仁	(社外)			•	•		•	•			
員	松若,	恵理子	(社外)		\Diamond	•		•	•				

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年3月29日開催の第61期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました今井清博氏の選任の効力は、監査等委員会の同意を得て、2024年2月8日の取締役会の決議により取り消しましたので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の 数
らまった。 今 井 清 博 (1960年5月6日生)	1984年4月 株式会社セントラルファイナンス ス (現 SMBCファイナンスサービス株式会社) 入社 1992年10月 監査法人朝見会計事務所 (現 あじみ監査法人) 入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年9月 監査法人朝見会計事務所代表社員就任 2023年10月 ふじみ監査法人代表社員理事就任(現任) 「重要な兼職の状況」 ふじみ監査法人 代表社員理事	一株

【補欠の社外取締役監査等委員候補者とした理由および期待される役割の概要】 今井清博氏は、社外役員となること以外で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、当社監査等委員である取締役として適任であると判断し、補欠の社外取締役監査等委員候補者としております。同氏には、その専門的見地から、意思決定の適正性を確保するための助言等を頂くとともに、豊富な知見・客観的な観点から、独立した立場で当社の経営を監視・監督頂くことを期待しております。

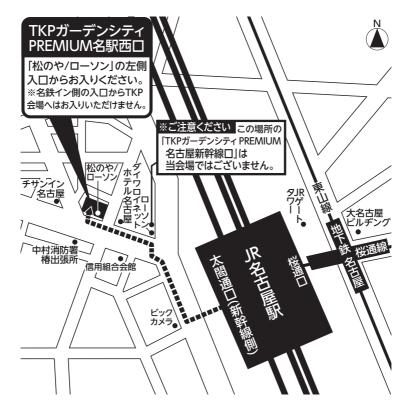
- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 今井清博氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 今井清博氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、会社法第 427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責 任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「IV 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。なお、当社は、2025年3月に当該保険契約を更新する予定であります。今井清博氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

株主総会は、TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口で開催いたしますので、下記案内図をご参照ください。

※ TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口とお間違えの無いようご注意ください。



- (1) 株主総会会場に駐車場はございませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) JR名古屋駅太閤口(新幹線側)より徒歩約5分